

「障がい」、「障がい者」の表記の使用について

1 経緯等

近年、障がい者の人権尊重の観点から、負のイメージが強い「害」の漢字を用いなくて、「障がい」の表記を使用する自治体（山形県、板橋区、豊田市等）が増えています。

本市では、平成15年度に第2次障害者計画の策定時に障害者計画策定委員会で検討しましたが、その当時は、「障害に関する啓発の契機にできるというような声と、『表記だけ変えても…』という声があり、推移を見守ること」とした経緯がありますが、今回、再度検討を行うこととします。

2 「障がい」の表記に関する基本的な考え方（案）

区 分	基本的な考え方
1 広報、ホームページ、サービスガイド等	<p>障がい者の人権尊重の観点から、負のイメージが強い「害」の漢字を用いなくて、「障がい」の表記を使用します。</p> <p>現在、「障害」という言葉を使用している場合には、順次、「障がい」に改めていくこととします。</p>
2 法令、条例、要綱等	<p>法令用語として、「障害」が使用されていることから、「障害」を用いることとします。</p>
3 固有名詞、人の状態を表すものでないもの	<p>人の差別に繋がるおそれがないことから、「障害」を用いることとします。</p> <p>(例)</p> <p>【固有名詞】 国立身体障害者リハビリテーションセンター</p> <p>【人の状態を表すものでないもの】 障害物の除去など</p>